

〈豊中市男女共同参画苦情処理委員会への申出方法〉

申出書は受付窓口までご持参いただくか郵送またはFAX、メールで送付してください。

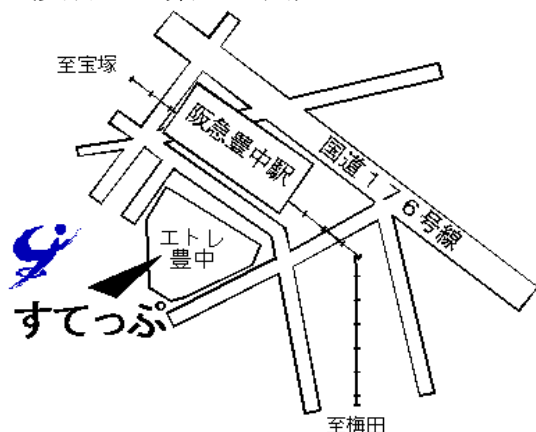
申出先	「豊中市男女共同参画苦情処理委員会」
1. 持参	「男女共同参画苦情処理窓口」 (住所) 豊中市玉井町 1-1-1-501 とよなか男女共同参画推進センターすてっぷ内 〔阪急豊中駅西側 エトレ豊中ビル5階【下記受付窓口案内地図参照】〕 (☎) 06-6840-8055 (受付日時) 毎週火曜日・土曜日 (年末年始は除く) 13時から17時
	「豊中市男女共同参画苦情処理委員会 事務局」 (住所) 〒561-8501 豊中市中桜塚3-1-1 第一庁舎5階 豊中市人権政策課女性支援係内 06-6840-8008
2. 郵送	
3. FAX	※送信後、到着確認のため、お手数ですが06-6840-8055までご連絡ください。〔上記受付日時(火曜日・土曜日)内にお願ひします〕
4. メール	danjokujou@city.toyonaka.osaka.jp ※メールの本文中及び申出書内に連絡先電話番号を記載してください。

※申出書が届きましたら、申出の趣旨・内容を確認するため、こちらよりご連絡いたします。**連絡による確認をもって、「申出の受理」とします。**

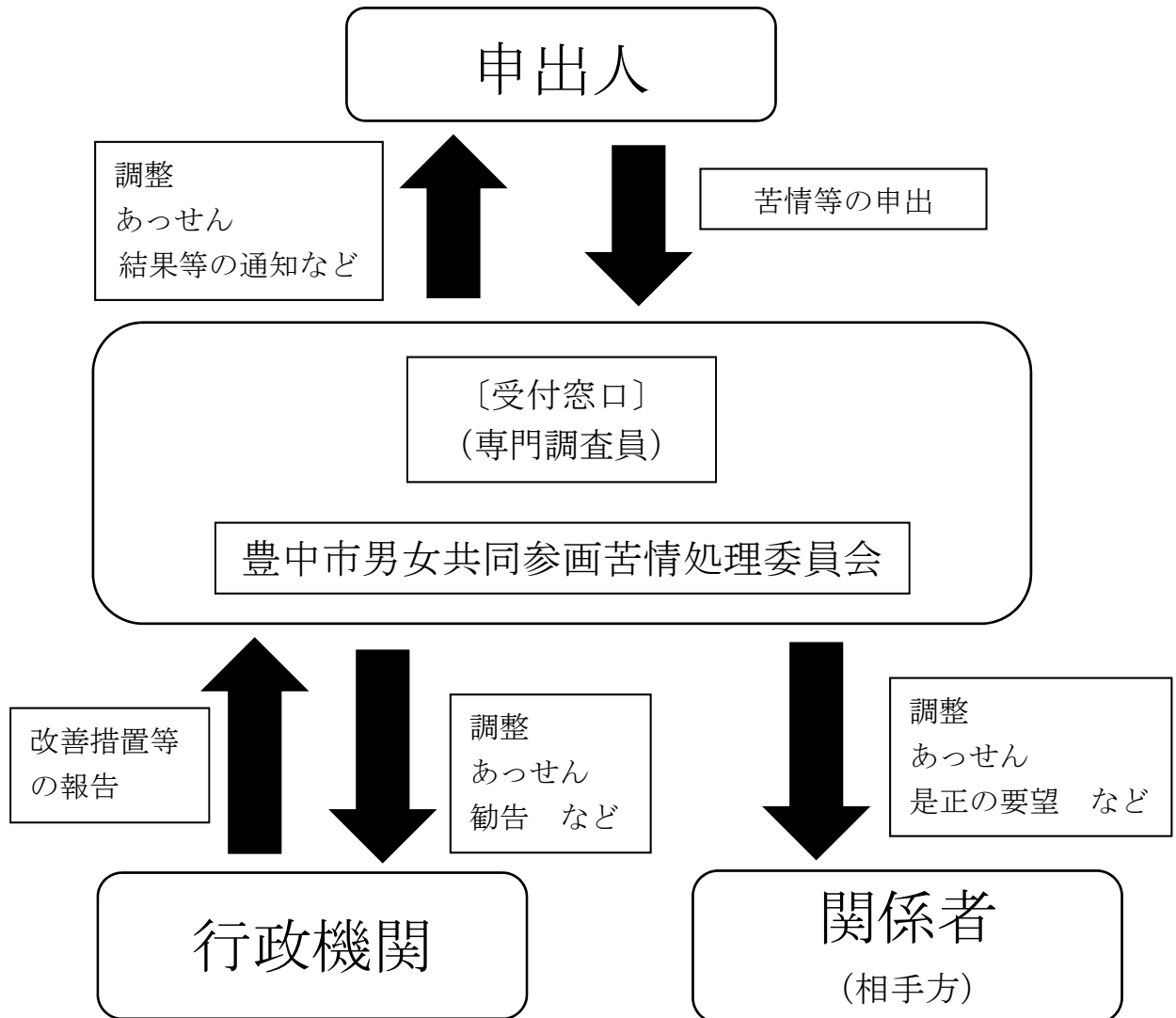
[申し出ることができないこと]

- ・判決、採決等によって確定した権利関係に関すること。
- ・裁判所において係争中の事案に関すること。
- ・行政庁において不服申立ての審理中の事案に関すること。
- ・議会に請願や陳情を行っていること。
- ・男女共同参画苦情処理委員会または委員が行った申出の処理内容や行為に関すること。
- ・他の同種の機関に申出を行っていること。
- ・申出の内容が事実のあった日から1年を経過していること。(ただし、理由があれば、1年を経過していても受け付ける場合があります)
- ・議会に関すること。

[受付窓口案内地図]



〈男女共同参画苦情処理制度の流れ〉



〔備考〕

- ・性別にかかわらず申し出ることができます。
- ・解決しなかった場合、一定の要件のもと、訴訟等の資金を貸し付ける制度があります。
- ・豊中市男女共同参画苦情処理委員会は「調整」「あっせん」などを行う独立した第三者機関ですので、本委員会での結果が裁判等でそのまま反映されるものではありません。

〔発行〕

豊中市人権政策課女性支援係

〒561-8501 豊中市中桜塚 3-1-1 第一庁舎 5階 ☎06-6858-2039